

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第78号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(189) 略 (190) <u>貸金業法</u> （昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定に基づく貸金業の登録 1件につき150,000円 (191) <u>貸金業法</u> 第3条第2項の規定に基づく貸金業の登録の更新 1件につき150,000円 (192)～(326) 略 2 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(189) 略 (190) <u>貸金業の規制等に関する法律</u> （昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定に基づく貸金業の登録 1件につき150,000円 (191) <u>貸金業の規制等に関する法律</u> 第3条第2項の規定に基づく貸金業の登録の更新 1件につき150,000円 (192)～(326) 略 2 略

附 則

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日から施行する。